

# 会 議 録

会議の名称	平成19年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成19年11月6日（火） 午後6時～8時06分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付・市長挨拶 3 委員の自己紹介・事務局職員紹介 4 会長互選・挨拶、職務代理者指名・挨拶 5 平成19年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 6 個人情報保有等届出状況の報告について 7 諮問事項 8 その他 9 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成19年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成19年11月6日（火）午後6時～8時06分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

- (1) 開会・市長挨拶
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 委員の自己紹介・事務局職員紹介
- (4) 会長互選・挨拶、職務代理者指名・挨拶
- (5) 平成19年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について
- (6) 個人情報保有等届出状況の報告について

①統合化健康情報システム ②統合化乳幼児医療費助成システム（義務教育就学児医療費助成業務） ③統合化ひとり親家庭等医療費助成システム ④統合化児童育成手当システム ⑤選挙管理システム ⑥統合化選挙システム ⑦公共下水道台帳システム

#### (7) 諮問事項

諮問第10号 統合化システムについて

諮問第11号 統合化健康情報システムについて

諮問第12号 統合化ひとり親家庭等医療費助成システムについて

諮問第13号 統合化児童育成手当システムについて

諮問第14号 統合化選挙システムについて

諮問第15号 公共下水道台帳システムについて

諮問第16号 公共下水道台帳補正業務委託について

諮問第17号 廃棄物処理手数料減免世帯台帳の作成に係る目的外利用について（追加）

諮問第18号 東京都市圏パーソントリップ調査に係る住民基本台帳の目的外利用について

諮問第19号 東京都市圏パーソントリップ調査に係る住民基本台帳の外部提供について

諮問第20号 障害者就労支援センター運営委託について

諮問第21号 高齢者特別生活援助事業委託業務について

(8) その他

ア 前回諮問第6号の「障害者自立支援給付費の支払事務委託」に係る東京都国民健康保険団体連合会との委託契約書について（報告）

イ 委託契約書等に係る契約履行完了後の原票、資料等の取扱いについて（報告）

ウ 次回2月の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	戸 張 雅 子	新 実 信 正
西 口 守	平 沼 昌 子	望 月 皓
山 田 和 男	横 尾 和歌子	

【市側】

稲葉市長	松永総務部長
<情報システム課>	
渡辺情報システム課長	碓井情報システム係主事
小林情報システム係主事	
<市民課>	
内海市民係主任	
<学務課>	
大野保健給食係長	
<市民税課>	
信岡市民税課副主査	千葉市民税係主事
<保険年金課>	
吉田国民年金係主任	後藤保険年金課副主査
大久保国保給付係主事	嶋原国保税係主事
花野国保税係主事	
<納税課>	
古屋納税課長	伊藤管理係長
井上納税係長	

<保育課>

樋口保育係主任

<子育て支援課>

伏見手当助成係長

神田手当助成係主任

<障害福祉課>

佐久間障害福祉課長補佐

小池相談支援係主事

<介護福祉課>

今村介護福祉課長

平岡介護福祉課長補佐

本多高齢福祉係長

岡本介護福祉課副主査

<職員課>

岡部職員課長

加藤職員課長補佐

関人事研修係長

菅野給与厚生係長

<庶務課>

北村庶務課長

鈴木庶務課主査

<健康課>

荻原健康課長

高橋健康係長

宮嶋健康係主事

<選挙管理委員会事務局>

要島選挙管理委員会事務局長

加藤選挙係長

<下水道課>

石川下水道課長

<ごみ対策課>

鈴木ごみ対策課長

高橋ごみ対策課長補佐

千賀減量推進係長

<都市計画課>

酒井都市計画課長

西川都市計画課長補佐

中村都市計画係主任

<総務課>

河内総務課長

河野総務課長補佐

稲村情報公開係長

三浦総務課主査

【総務部長】

開会の挨拶

【市長】

(委嘱状の交付)

挨拶

【総務部長】

(委員の自己紹介・事務局職員紹介)

(会長選出) 松行委員を選出

(職務代理者指名) 仮野委員を指名

以上、内容は省略

【会長】

平成19年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会の議事に入ります。  
まず、平成19年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に前の任期から委員をされていた皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが7件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「廃棄物処理手数料減免世帯台帳の作成に係る目的外利用について」、「東京都市圏パーソントリップ調査に係る住民基本台帳の目的外利用について」、「東京都市圏パーソントリップ調査に係る住民基本台帳の外部提供について」、同条例第14条に基づく「統合化システムについて」、「統合化健康情報システムについて」、「統合化ひとり親家庭等医療費助成システムについて」、「統合化児童育成手当システムについて」、「統合化選挙システムについて」、「公共下水道台帳システムについて」、同条例第27条に基づく「公共下水道台帳補正業務委託について」、「障害者就労支援センター運営委託について」、「高齢者特別

生活援助事業委託業務について」の合計12件となっております。よろしくお願いいたします。

**【会 長】**

確かにちょうだいいたしました。

それでは、報告事項に入ります。審議に入る前に説明を受けたいと存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見あるいは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思えます。事務局から報告事項の説明をお願いいたします。

今回は、特に報告書のすべてが諮問と関連しているため、一緒に説明をお願いできたらと存じます。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。この報告書の1ページ、部課別の明細書をお開きください。部課別の届出状況でございますが、この7件につきましては、すべて開始の届出でございます。

では、2ページをお開きください。2ページは内訳となっております。全部で7件の内訳でございますが、備考欄を見ていただくと分かりますが、この届出の後の諮問の項目と今回の届出については、すべて関連するものでございます。本来ですと、ここで個々の届出の内容について御説明申し上げ、それについて御意見を伺うこととなりますが、今回、すべての届出の項目について、後ほど出てきます諮問と関連しております。諮問とあわせて御説明したほうが分かりやすいと思えますので、今回の届出については、すべて諮問の説明の中で関連させて御説明申し上げたいと思えます。以上です。

**【会 長】**

ただいま事務局より、今回の説明の進め方について御開陳があったわけですが、よろしいでしょうか。

それでは、この諮問書の順番で進めるということで、諮問第10号統合化システムについて、よろしくお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問について御説明申し上げます。

まず、統合化システムについての諮問は、諮問第10号から諮問第14号まで

になります。これは、前の任期から委員をされていた方につきましては、昨年  
の10月、第3回の審議会で統合化システム関連の開発移行作業と運用委託につ  
いての諮問をし、答申をいただいていますので、御記憶にある方もいらっしゃる  
と思いますが、初めて委員になられた方については、よく分からないかと思  
いますので、統合化システムというのはどういうものか御説明申し上げます。

現行、小金井市におきまして、住民基本台帳、税のシステムや国民健康保険  
など、基幹的な業務については、さまざまな電算の情報システムが稼動して  
おります。実は、それが導入されてから10年ぐらいたつわけですが、住民  
基本台帳、いわゆる転出入や生年月日などを含めて、住民の記録を管理する  
システム、市民税システムや固定資産税システム、健康保険税、そういうシ  
ステムというのが順次開発されて、システム同士は当然、連携は取って  
いますが、開発した会社が違って、操作の方法など、いろいろと違っ  
ているという現状がございます。それぞれのシステムが改修の時期に  
当たっておりまして、今まで個々に小金井市にあるさまざまなシ  
ステムを一つの統合化されたシステムに集約して、今年12月  
末から順次稼動していくという状況になると思います。

昨年の10月にはその移行作業、そして、運営は、外部のデータセンターに  
コンピューター等を置いて管理しますので、運営方法についての諮問を  
させていただき、答申を受けて、開発を続けてきたわけ  
です。具体的に稼動する個々のシステムの個人情報  
の記録項目等について、明確にはっきりしてきた  
ところで、統合化するに当たって、新たに記録項目  
が増えた部分や変更があった部分又は業務につ  
いてのシステムを新設する部分等についても、基  
本的な設計等、個人情報の記録項目について  
整理ができましたので、稼動を前に諮問をさ  
せていただいて、個人情報保護審議会の御  
了解を得た上で、具体的な運用に入ってい  
きたいということで、今回、統合化シ  
ステムについての諮問が、かなりのボ  
リュームになって出てきています。

では、具体的にどういうシステムが統合化されていくのかというのが、諮問書  
1ページに、統合化システムにかかわる統合化対象システム一覧、全部で3列の  
表がございます。その中の一番左に、追加記録項目システムとして、住民記録シ  
ステム以下15のシステム、差替記録項目システムとして、介護保険と人事・給  
与システムの二つのシステムを挙げてございます。

まず、追加記録システムとして挙げている15のシステムでござい  
ますが、これらのシステムは、現行のシステムから統合化システムに移行するに  
当たって、

記録項目が追加されるシステムでございます。例えば、最初の住民記録システムですが、諮問書の4ページを御覧ください。住民記録システム記録項目という一覧がございますが、この中で網かけになっている部分と、右のほうの列の下のほうに網かけになっていない部分がございます。この網かけになっている部分については、今、稼動している住民記録のシステムの中でも記録されている項目でございます。右側の網かけになっていない部分については、統合化システムに移行するに当たって、新たに記録を追加する記録項目でございます。追加記録項目システムという15のシステムについては、統合化に当たって、個人情報の記録項目が追加されるものを挙げております。

次に、1ページの左の列の下の差替記録項目システムですが、これは介護保険システムと人事・給与システムの二つのシステムを挙げています。このシステムは、例えば49ページに、統合化介護保険システム記録項目として、1,499の項目がこのシステムの中に記録されるということになりますが、これにつきましては、どの項目が現行のもので、どの項目が追加という整理が非常に難しいので、記録項目について、差し替えという形で審議会に諮問させていただいたシステムでございます。

次に、統合化対象システム一覧の真ん中の列、固定資産税システムから学齢簿システムまでの四つのシステムについては、変更なし記録項目システムとなっています。文字どおり、システムを統合化システムに移行するに当たって、記録項目については変更がない、新しい個人情報の記録項目については追加も削除もないというシステムでございます。

右側に新規記録項目システムというのがありますが、これは統合化するに当たって新設されるシステムでございます。諮問の仕方ですが、今まで御説明した、左側の追加記録項目システム、差替記録項目システムと変更のない記録項目システムにつきましては、諮問第10号として一括して諮問させていただきます。新規記録項目システムについては、四つのシステムを挙げていますが、これについては諮問第11号から第14号まで個別に諮問させていただきますので、順次、説明させていただきます。

これが統合化システムの概略です。それでは、最初の諮問第10号について、御説明申し上げます。

この諮問につきましては、追加記録項目システムの15システム、差替記録項目システムの2システム、記録項目の変更がない4システム、合わせて21のシ



システムの諮問でございます。まず、3ページに統合化住民記録システム、5ページの統合化外国人登録システム、7ページの統合化印鑑登録システムの三つのシステムにつきましては、市民課が担当しています。統合化システムへの移行に伴って、記録項目が追加されるもので、記録項目の一覧の網かけになっている部分については従前から、網かけになっていない部分については新たに追加されるという内容でございます。

次に、9ページ、統合化就学援助システムについては、学務課が担当しております。小・中学校の児童・生徒がいる経済的にお困りな家庭を対象に、学用品や給食費の支払いを援助する就学援助業務のためのシステムで、これについても、記録項目が新たに2項目追加されます。

次に、11ページ、統合化市・都民税（普通徴収・特別徴収）システムですが、これは市民税課が担当しております。市民税と都民税の課税のためのシステムでございます。これも現状稼働している記録項目に追加されるということになります。

15ページは統合化国民健康保険システムで、保険年金課が担当しております。これは国民健康保険の資格、給付管理、保険税の課税のためのシステムでございます。

続きまして、18ページは市民税課が担当しております統合化軽自動車税システムで、いわゆる50ccのバイクとか軽自動車を含めて、軽自動車税を賦課する、もしくは軽自動車税の登録をされたものについて管理するためのシステムでございます。

20ページは統合化収納管理システムで、これは納税課が担当する市税の収納と滞納の管理のためのシステムでございます。滞納実態整理を含めて、新たに記録される項目が増えるということで諮問させていただいております。

23ページは統合化保育料システムで、これは保育課が担当する保育園に関する業務で、保育料の収納を含めて、この内容で行うということで、かなり新しく記録項目が増えております。

次に、25ページ、統合化国民年金システムです。これは保険年金課の国民年金の資格、免除、給付業務のためのシステムで、免除記録等を含めて新たに記録項目が追加されるものでございます。

27ページ、統合化児童手当システム、29ページ統合化児童扶養手当システムは、子育て支援課が担当するシステムで、これについても、記録項目について

はかなり追加されるということで、ここに記録項目の一覧を添付しております。

32ページの統合化乳幼児医療費助成システムは、こちらも子育て支援課が担当するシステムでございますが、この件につきましては、先ほど個人情報保有等届出状況報告書の中で省略させていただきました届出と関連しておりますので、報告と合わさせていただきます。個人情報保有等届出状況報告書の3ページをお開きください。届出番号17-130-1に統合化乳幼児医療費助成システムがありますが、この記録項目については、諮問書の33ページ、34ページに記載してあります。個人情報の記録項目の届出を開始することで報告しているものですが、この記録項目につきましては、収集方法は本人と本人以外からで電算入力及び委託処理を行います。

35ページの統合化障害福祉システムは、障害福祉課の心身障害者援助・福祉のためのシステムでございます。38ページの統合化高齢者等福祉情報システムについては、介護福祉課の高齢者等在宅福祉サービス業務のためのシステムになります。記録項目につきましては、高齢者にかかわる業務が多種にわたるために、横の欄に個々の業務で相談記録、民生委員、高齢者ネットワーク、ひと声や入浴券などの個々の業務がありまして、その中で縦に、どういう記録項目が入っているのか。共通項目については、次のページをめくっていただくと、マルとかバツがある一覧がありますが、マルの欄については、例えばこのシステムの中の高齢者ネットワークでは、利用者の個人管理番号は記録されているが、民生委員の業務では記録されていない、そのように読んでいただければと思います。非常に多岐にわたって、このシステムの中には情報が記録されることになります。

ここまでの追加記録項目、今度、統合化に当たって個人情報の記録が追加されるシステムを御説明したわけですが、次に、差替記録項目システムですが、48ページ、統合化介護保険システムです。これは介護福祉課の介護保険第1号被保険者の管理業務のためのシステムでございます。記録項目につきましては、非常に多数となっております、49ページから8ページにわたって記載されて、全部で1,499項目の個人情報が記録されるということになっております。

次の57ページ、統合化人事・給与システムについては、職員課と教育委員会の庶務課が担当し、職員の人事、給与、福利厚生のためのシステムでございます。これについても、基本的に従前もシステムはありましたが、根本的な考え方が変わるので、差替システムとして整理させていただきました。

最後のカテゴリーで、個人情報の変化がなかったシステムが四つございます。

6 1 ページの統合化固定資産税システム、これは資産税課の固定資産税の課税のためのシステムで、6 2 ページの統合化老人保健システム、これは保険年金課で担当している老人保健とか後期高齢者医療のためのシステムでございます。

6 3 ページの情報システム課が担当しております統合化宛名システムは、総合的に、このシステム全体の宛名を管理するためのシステムですが、これについては記録項目に変化はございません。

次に、諮問の最後になりますが、6 4 ページの統合化学齢簿システム、これは学齢簿の管理のためのシステムで、学務課が担当しているもので、記録項目について変化はありません。

以上が諮問第 1 0 号の中にある 2 1 のシステムの説明でございますが、これらの統合システムのセキュリティーについて、簡単ですが、説明いたします。

従前、今の基幹システムにおいても、職員がそのシステムにアクセスするためには、端末からパスワードを入力してシステムに入るような管理をしていたわけですが、新システムに移行するに当たって、まず、職員が業務の端末を立ち上げるためには、そのためのパスワードを入力することになります。さらに、個々の業務のシステムにアクセス、例えば住民記録を見たいということになれば、そこでその業務のシステムにアクセスする必要があるわけですが、それについては、住民記録をだれでも見られるわけではなくて、市民課にいる職員や職務の内容によっては、例えば健康保険を担当する者が住民記録を見なければいけない場面も当然出てきますが、業務に基づいて、職員にどういうものを見ることができるかという権限を付与してあります。その職員に対して交付してある I C カードを挿入した上で職員がシステムにアクセスするためのパスワードを入力し、初めてそのシステムにアクセスできる、情報を見ることができるという、三重のセキュリティーになっております。そういう意味では、セキュリティーについては現行のシステムより数段強まるのではないかと考えております。

また、統合化システムの移行の業務、開発については、昨年 1 0 月に諮問させていただきまして、答申をいただきましたが、現在まで、このシステムを開発した会社から、移行や開発については順調に推移していて、個人情報上の事故については起こっていないということは報告を受けております。

長くなりましたが、諮問第 1 0 号についての説明を終わらせていただきます。

【会 長】

本日は、初めて審議会委員として御出席された方が大勢いらっしゃいますが、

諮問事項、特に、ただいま御説明がありました諮問第10号の統合化システムについては、お手元の諮問書の資料だけでも3ページから64ページまでの膨大な情報ファイルの記録簿と具体的な記録項目があります。既成の記録項目の移行にプラスして新規に追加した相当量の追加記録項目について、ただいま総務課長から一括して説明がありました。なお、当小金井市役所職員の権限者の情報ファイルに接するためのセキュリティーとして、権限上のICカードとパスワードの両者を入力しなければ、権限者であっても、この情報ファイルに内部的に接近はできないセキュリティーが確保されているという御説明もございました。

これについての御質問あるいは御意見がありましたら、お受けいたします。

**【望月委員】**

追加項目というのは、統合化する前はペーパーか何かで保存されていた情報を統合化システムにするために電算入力するということでよろしいのでしょうか。

それともう1点、アクセスの場合のICカード、パスワードですが、アクセスした場合には、当然、何月何日にだれがアクセスしたという記録は残っているのでしょうか。

以上2点、教えてください。

**【情報システム課長】**

1点目の追加項目ですが、従前のシステムでは、なかなか管理できなかったものを、この際、効率的な運用を目指すために追加をしたというのが概要です。

それから2点目のICカード、パスワードのアクセスログですが、これはきちんとアクセスログは残します。保存期間は、今のところ7年間と考えております。

**【会 長】**

ただいまの説明で望月委員、いかがですか。

**【望月委員】**

大体分かりました。その前の新しく追加項目というのは、今までは特にペーパーで残っていると、そういうものでなく、システム化をすることによって、新たに検討して考えられてきたものというように理解してよろしいのでしょうか。

**【総務課長】**

これはものによって違うと思うのですが、例えば21ページの収納管理システムで見ますと、滞納管理実態調査情報が載っていますが、これは当然、今までも滞納処分とか、紙ベースで持っていたものについて、紙に公証記録とかを書いていたものを、今度は、システムの中でも管理できるようにしたものです。そうい

う意味では、紙ベースのものをシステムの中で新たに、帳票も含めて打ち出せるようにしたことで、合理化しています。新たに、今まで紙ベースでも記録しなかったものを、このシステムを機に、よりきめ細かく管理し、細かく業務をするために追加する項目も幾つかありますが、かなりの部分は、紙ベースで持っていたものではないかと思います。一件ずつ御説明できませんが、以上です。

**【望月委員】**

分かりました、ありがとうございます。

**【新実委員】**

これは当然、コンピューターですから、印刷して出せますよね。そうしますと、印刷して出すということについての歯止めというか、限界というのは一体どのようになっていますか。印刷した書類はどのように管理されるのでしょうか。

**【会 長】**

紙媒体等の処理の仕方ですね。

**【総務課長】**

電算システムの規則の中で、個人情報について打ち出したものについては、管理についても記録して、基本的には、必要がなくなったら廃棄するという形です。印刷した書類についても、それが流出するという事になったら、これ自体、個人情報の大変な問題ですので、安全に管理するようになっております。

**【会 長】**

技術進歩で印刷のインクが複写機にかけても写らないような仕組みとか、複写をかけると「複写」というのが浮かび上がって押し出すとか、技術的なコピーされることの拡散を防止する手だてがありますが、その点、何か配慮されていますでしょうか。

**【総務課長】**

すべてではありませんが、例えば証明では、複写した場合、インクというよりは、用紙そのものがコピーしたというのが出るような複写防止の用紙を使用しているものもございます。当然、その用紙については、流出しないように、基本的に枚数の管理とか在庫の管理については、施錠したところに保管しております。

**【新実委員】**

人事異動でパスワードが不要になった場合でも、パスワードを持ったまま異動してしまえば、その方はいつでも使えますよね。そのような問題はどのようにされていますか。

**【総務課長】**

それは非常にセキュリティーの問題で、基本的にいつも言われることですが、人事異動があった場合については、例えば、市民税課にいた職員が全然違うところに異動すれば、課税状況を見る権限がないので、主管課長が情報システム課長に依頼をして、その権限についてのパスワードとかIDは使えないようにするというので、パスワードの管理の方法とか、セキュリティーのポリシーを設定しております。その中で安全に管理するというので、特に人事異動については、徹底した形で管理しております。

**【情報システム課長】**

補足ですが、今回、人事・給与システムを導入いたします。その中に、人事異動で異動したときにパスワードの権限を変更するシステムが入っていますので、連動させることによって、迅速に正確に変更が可能なシステムということになります。

**【西口委員】**

介護保険のところでお伺いしますが、非常に膨大な情報は、サービス提携事業者との共有という可能性はあるのでしょうか。

**【介護福祉課長補佐】**

基本的には、制度上、やはり一定レベルの共有は必要であると国も申しております。ただ、市の体制としましては、当然、すべて出すという状況ではなく、御本人の同意に基づきまして、御本人の状態をより適したサービスを使うために必要な情報として、きめ細やかな情報を受け取って、きめ細やかなサービスを提供するという考え方があります。今、御指摘いただきました49ページの認定と書かれている訪問調査（内容）という部分につきましては、御本人からの同意を受けてサービスを提供するマネジメントを行うケアマネジャーが情報提供をこちらのほうに申し出て、本人同意に基づいて提供しているという経緯がございます。ただ、一概に、皆さんに対してお配りするというような状況にはなっておりませんので、あくまでも本人同意の手続きを取っていただいた上でという状況で対応しております。

**【西口委員】**

ありがとうございました。

**【会 長】**

ただいま審議しております諮問第10号は、統合化システムということで、諮

問事項の中でも、本日の全体にかかわる事項でございますので、何かあれば御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【新実委員】**

統合化することは非常にいいことですし、市としてもやりやすいことで、いろいろな意味で便利になると思います。ところが、逆に、私が質問しましたセキュリティーの問題は、余計、重要になってくるだろうと思いますので、できるだけ力を入れて、セキュリティー問題はしっかり考えていただきたい、こう思うことを意見として要望しておきます。

**【会 長】**

では、御意見があったということで記録に残したいと思いますが、一言、課長のほうからお願いします。

**【総務課長】**

新実委員の今のお話については、当然だと思いますので、特にコンピューターのシステムが高度化すれば、情報そのものが集中し、より多くの情報を管理するようになりますので、セキュリティーに関しては、より一層、庁内において徹底させていきたいと思います。

セキュリティーに関しては、庁内のセキュリティーポリシーを情報システム課を中心に策定しております。その中で、新しい職員に対する研修や内部で監査をするような委員研修を行っています。セキュリティーに関して常に意識化し、研修とか、日常的な業務とか、具体的な運営の中で、やはり緊張感を持つような形で、常にチェックしていくような体制で、今後とも、研修等を含めて、力を入れていきたいと考えております。

**【会 長】**

ということでございますが、全体的によろしいでしょうか。

それでは、諮問第10号統合化システムについて承認いたします。

それでは、諮問第11号統合化健康情報システムについて御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

これからは、システムの統合化を機に新設されるものについての諮問ですので、それぞれのシステムごとに諮問させていただきます。

諮問書の65ページ、諮問第11号の統合化健康情報システムは、条例第14条電算組織に記録する個人情報の新設の諮問で、担当課は健康課となります。

この統合化健康情報システムに関する諮問は、届出状況報告書と関連しておりますので、その報告を含めて、ここで説明させていただきます。

報告書3ページ、届出番号41-507の統合化健康情報システムで、記録項目については、諮問書の66ページから68ページまでに載せてあります。記録項目を見ていただきますと分かりますが、66ページの成人保健に関しましては、基本健診や肝炎検査等、各検診結果や経過を総合的に記録して、成人病予防等の健康保健のために活用するものです。67ページの母子保健に関しましては、妊娠、出産、幼児の健診記録等を含めて、総合的に記録して活用していくためのものです。68ページ、右下の予防接種につきましても、これは予防接種法の改正や病気が流行する中で、接種情報等を非常に有機的に活用する必要がありますので、接種記録等をシステムに記録して有効に活用し、緊急事態を含めて対応できるようにしていきたいということです。収集方法については、本人及び本人以外からで電算入力を行います。管理運営については委託をすることになります。

諮問でございますが、システムの新設で、セキュリティーの確保等については、先ほど諮問第10号の中で説明し、御質問いただいた内容でございます。以上です。

#### 【会長】

ただいま諮問第11号について、総務課長から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

ただいまのは諮問書65ページから68ページまでと、届出状況報告書にも関連することでございます。先ほどご了承いただきましたように、報告事項と一緒に審議させていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第11号統合化健康情報システムについて承認いたします。

それでは引き続き、諮問第12号統合化ひとり親家庭等医療費助成システムについて御説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

それでは、諮問書の69ページ、諮問第12号の統合化ひとり親家庭等医療費助成システムで、担当課は子育て支援課となります。この件も、先ほどの諮問と同じように、届出状況報告と関連しておりますので、届出についても、あわせて御説明させていただきます。

報告書3ページ、届出番号15-67の統合化ひとり親家庭等医療費助成システムで、この制度は、マル親という医療証を交付して、ひとり親家庭等への医療



費の助成を行うシステムで、医療費の交付から給付まで管理するシステムです。記録項目につきましては、諮問書70ページから74ページまでの項目を記録していきます。情報の収集方法は、本人及び本人以外からで電算入力し、委託し、諮問は、システムの新設となります。

**【会 長】**

ただいま諮問第12号について、説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、諮問第13号統合化児童育成手当システムについて御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書の75ページ、諮問第13号の統合化児童育成手当システムに関する条例第14条の諮問で、担当課は子育て支援課になります。この件も、届出状況報告書と関連しておりますので、届出についても、あわせて御説明させていただきます。

報告書4ページ、届出番号15-68の統合化児童育成手当システムで、この児童育成手当という制度は、18歳未満の子を扶養しているひとり親家庭等を対象に手当を支給する制度で、認定や支給管理をこのシステムで行っていきます。

記録される項目については、諮問書76ページから79ページまでに記載されております。収集方法は本人及び本人以外からで、電算入力を行い、諮問については、システムの新設です。

**【会 長】**

ただいま諮問第13号について、説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

**【平沼委員】**

届出状況に関してではないのですが、今、小金井市内の中でどのぐらいの児童が手当を受けているのかについて伺います。

**【子育て支援課手当助成係主任】**

児童育成手当というのは、二つの制度があります。一つは18歳以下の児童を育てているひとり親家庭に対して手当を支給する育成手当と呼ばれているものです。もう一つは障害手当で、こちらは20歳未満の障害を持つお子さんを扶養している保護者の方に手当を支給しています。10月末の状況では、育成手当の

受給者数は536名、障害手当の受給者数は42名、両方を受けている方が7名、合わせて585名の方が受給しています。以上です。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、諮問第13号を承認いたします。  
それでは、諮問第14号統合化選挙システムについて御説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問書の80ページ、諮問第14号の統合化選挙システムで、担当課は選挙管理委員会事務局です。この件も、届出状況報告書と関連しておりますので、届出についても、あわせて御説明させていただきます。

報告書4ページ、届出番号60-68、60-69、選挙管理システム、統合化選挙システムについての届出がございます。これは、選挙人名簿等をシステムの中で管理していく、住民記録の情報から選挙人名簿の管理等を主として行っていくためのシステムです。記録項目につきましては、諮問書の81ページにあるとおりで、電算入力をし、委託処理を行うということになります。諮問ですが、統合化システムの中にこのシステムを位置付けるということになります。以上です。

【会 長】

ただいま諮問第14号について、総務課長から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。届出状況の報告について選挙管理システム、統合化選挙システムということで、関連して御説明がありました。いかがでしょうか。

委託処理をするということは、入力作業だけではなくて、管理そのものを委託するのでしょうか。

【総務課長】

データセンターにコンピューターが置いてあることも含めまして、この統合化システムそのものの管理運営が委託になっていますので、入力などを委託するというものではございません。

【会 長】

そのほか、何かございますか。ないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の諮問第15号公共下水道台帳システムについて御説明をお願いいたします。

【総務課長】

この諮問から統合化システムを離れて、統合化とは位置付けが違うシステムの諮問になります。

諮問書の82ページ、小金井市公共下水道台帳システムです。この諮問は、84ページ、小金井市公共下水道台帳補正業務委託と関連しており、この件も、届出状況報告書と関連しておりますので、届出についても、あわせて御説明させていただきます。

報告書の5ページ、届出番号20-52、公共下水道台帳システムの届出で、これまで小金井市の公共下水道の台帳は紙ベースで行っていましたが、かなり時間がたっていますので、保管上の問題とか、技術的な問題の解決も含めて、台帳をシステム化し、データそのものをデジタル化し、データの有効活用を行っていくために、今回、新設するものでございます。記録項目は、82ページの氏名・住所・公共枿設置状態でございます。収集方法は本人からで、電算入力をし、委託を行うということになります。諮問につきましては、このシステムの新設で、個人情報の保護措置につきましては、83ページに当システムに係る個人情報保護措置を載せておりますので、この措置をもって、個人情報についての管理を行っていきたいと考えております。

次の諮問第16号、委託の諮問ですが、これまでの紙ベースでのデータをデジタル化していくに当たって、データの補正を委託するもので、委託に当たって、個人情報保護措置については、諮問書の受託者への条件の1から9までの条件を付して、個人情報の保護を図っていきたいと考えております。85ページに、委託に当たっての仕様書を載せておりますので、参考までに御覧いただければと思います。以上です。

#### 【会 長】

ただいま、諮問第15号と、それに関連しております第16号について、一括して説明がございました。御承知のように、市役所には、道路台帳を始め、いろいろな台帳というものがありますが、これらの電子化というのは、地方自治体のデジタル化を図るという意味で、非常に重要な意味を持っていることは御承知のとおりでございますが、それに伴いまして、本日は、台帳システムそのものと、それにかかわる補正業務委託という、その両者について一括審議をお願いしているところでございます。御質問、御意見があればお受けいたします。

#### 【平沼委員】

内容とは外れますが、この「管きよ」の「きよ」というのはどういう字が当て

はまるのでしょうか。

**【下水道課長】**

私もワープロを使うと変換してしまうものですから、詳しく説明できませんが、確か当用漢字にないと思います。それで平仮名にさせていただいていますが、「渠」という字を書きます。

**【平沼委員】**

それはやはり、今、漢字で使えないから、全部、平仮名になっているわけですか。すべて平仮名ですので、ちょっと不思議に思いまして。

**【会 長】**

我々、日常生活や仕事でコンピューターの中にあるワープロ機能を使いますので、コンピューターの世界では、多分、その漢字を正しく呼び出して使うことはできるとは思いますけれども、では、あなたはこの字を書けますかというときに、手書きの生活から遠のいていますので、我々も平仮名を使うのですが、市役所は国の定める日本語の使用基準に従って、記載あるいは文書を作成されていると思います。

**【平沼委員】**

そうですね。もちろん、間違っているという意味ではありませんので、平仮名で出ていたものですから、このごろは大分、古い漢字も使われるようになってきていて、新聞の中でも振り仮名を振って、昔の字が生きていたりするもので、平仮名ばかりが出ているものですから、質問させていただきました。

**【横尾委員】**

これは確か、建設用語ですよ。だから、普通の字引には出ていなくて、当用漢字には出ていませんよね。もちろん、大きな辞典には出ていますが、広辞苑には出ていのですが、ワープロでも呼び出せば出てくるとは思います。

**【戸張委員】**

今、携帯で見てもみたら、携帯でもちゃんと出てきます。

**【総務部長】**

国も東京都も市町村も公用文というのを一般に使っていますが、そこではいわゆる、常用漢字というのは旧広辞苑から使って、昔は当用漢字というのは、今、常用漢字と言われていて、それに載っているものしか使えないということで使っています。したがって、この「渠」も常用漢字に入っていないということで平仮名にしています。ですから、大体、公の機関が使う文書については常用漢字の

みということになります。ただ、法令用語はまた別で、その用語を使いますので、そういう意味では、一般的に平仮名ということで御理解いただきたいと思います。

**【会 長】**

やはり、地方自治体だけではなく、中央官庁を含めて、日本の官庁システムの中には、明治以来の伝統的な行政専門用語というか、実語というか、そういうのがございまして、職員であっても、公務員試験に合格して就任したときには、まず、漢字の難しさに従来は面食らったものでございます。着任するときに、初度調弁費なんていうのが出ることがあるのですが、そういうのはどういう漢字であるかとか、いろいろあります。まさに、公共土木の世界においても、やはり、明治のいろいろなシステムが入っておりますので、明治の賢人たちが、今だったら片仮名でやるところを、全部、難しい漢字に当てた伝統があると伺っております。

それでは、特に御意見がないようですので、諮問第15号、第16号、二つの案件を承認いたします。公共下水道台帳システムの届出状況報告についても、あわせて承認させていただきます。

それでは、諮問第17号廃棄物処理手数料減免世帯台帳の作成にかかる目的外利用について（追加）の御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書の86ページ、諮問第17号の廃棄物処理手数料減免世帯台帳の作成に係る目的外利用についてです。この廃棄物手数料は、家庭から出す廃棄物について、小金井にお住まいの方は御存じかと思いますが、2種類の有料袋に入れて出さなければいけないことになっております。これについて、生活保護世帯等の方については、一定の枚数について、有料袋を事前にお配りして、手数料を払わなくても、ごみを出せるという措置をとってきました。このほど、その対象を生活保護世帯等のみではなくて、一部の障害者世帯で市都民税が非課税の世帯にも拡大するというので、その対象者の申請を受けたときに確認するために、心身障害者更生指導台帳等や市民税の課税台帳、これについて閲覧をして、減免対象世帯を確定するという目的外利用の諮問です。目的外利用をさせる課は、障害福祉課と市民税課で、目的外利用する課は、ごみ対策課になります。なお、配布業務日程の予定等については87ページ、平成17年度に生活保護世帯等に対して、目的外利用をしたときの諮問について、参考までに88ページに載せてありますので、御覧いただければと思います。

**【会 長】**

ただいま諮問第17号について、総務課長から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、諮問第17号を承認いたします。

それでは、諮問第18号と諮問第19号は関連しておりますので、一括して御説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書の89ページは、諮問第18号の東京都市圏パーソントリップ調査に係る住民基本台帳の目的外利用についてで、条例第12条第2項及び第3項による目的外利用の諮問です。

次の諮問第19号は、東京都市圏パーソントリップ調査に係る住民基本台帳の外部提供についての諮問で、同じ調査に関する諮問ですので、ここで一括して説明させていただきます。

この調査ですが、これは国土交通省が中心になって、10年に一度、首都圏における交通実態の調査を行うというもので、住民基本台帳から無作為に抽出したデータで世帯を抽出して、その世帯員全体に対して、その日、どこからどこに移動したかというアンケート調査を行います。アンケート内容は、96ページから98ページで、小金井市でも7,000件程度のデータを抽出することになっておりますので、かなり大規模な調査のようでございます。

資料としては、91ページの東京都から、「パーソントリップ調査に係る協力について」というデータの提供に関する協力の依頼がございまして、今回の諮問を行うことになりました。

まず、東京都へのデータ提供の窓口となるのは都市計画課ですが、89ページ、諮問第18号は、市民課が抽出した世帯主氏名・住所・世帯構成員の性別・世帯構成員の生年月日のデータを都市計画課へ目的外利用させるための諮問です。

諮問第19号については、その受け取ったデータを都市計画課が東京都へ外部提供するための諮問となります。個人情報の保護措置につきましては、95ページに、東京都から個人情報の取扱方針（案）を示されておりますので、御覧いただければと思います。以上です。

**【会 長】**

ただいま総務課長から、諮問第18号と、それに関連して諮問第19号について、一括して説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

**【新実委員】**

この調査は7,000通にもなり、受け取った人から、何で自分のところにこれが来たのだろうという疑問が出て、一体どうしてなのかと言われたときに、東京都が市から情報をもらいましたと答えるのか、その辺のことはどういふことになりますか。市は、審議会で審議して承認を受けたから調査を行いましたとするのか、その辺の考え方を教えてください。

**【都市計画課長】**

今回の調査につきましては、東京都が主体となって行うわけでございまして、東京都も、それに市も、市報及びホームページ等で周知を図ります。当然、市のほうにも問い合わせ等がございますので、その場合、市で対応するという状況です。

**【横尾委員】**

この調査の終局的な目的というのは、何ですか。交通の渋滞の緩和を図るとか、交通機関の増設とか、結局、人間の1日の移動の状態を調査するのでしょうか。この調査の目的を教えてください。

**【会 長】**

それは、92ページの調査概要の中にございますが、担当課から、改めて、簡単に説明をお願いします。

**【都市計画課長】**

これは、平日の1日における人の動きを調査することが目的でございまして、だれが何の目的でどこからどういうところまで移動したかを調査することによりまして、その調査結果を統計的に拡大処理しまして、人口フレームや、いろいろなモデル等を踏まえながら、将来の交通需要の予測を行うということです。具体的に申し上げますと、調査の結果につきましては、例えば道路計画や、鉄道・バス計画、大規模商業施設などの立地時の周辺等の交通影響予測、災害時、現在、災害等が起こったときに帰宅困難者のシミュレーションを描く、新型インフルエンザの伝染シミュレーションなど、幅広い対応について活用する調査でございます。

**【横尾委員】**

はい、よく分かりました。

**【新実委員】**

市では、どういう対応をするのですか。

**【都市計画課長】**

まず一つは、東京都が主体となってそういう調査を行うということを周知するのと、問い合わせ等があった場合には、内容等の趣旨、今御説明しましたような趣旨を説明するようになると思っております。

**【新実委員】**

例えば、審議会で通ったからこうだったという話にはならないですか。そういう話はなされるのですか。

**【都市計画課長】**

こちらも外部提供をしなければなりませんので、審議会にお諮りしているわけでございますけれども、かなり広域的な公共性のある調査だということもありますので、その辺もあわせて説明するようなことになろうと思っております。

**【新実委員】**

そのことは分かりますが、最終的には、この審議会で通りましたからと言うわけでしょう、そういうことは言わないのでしょうか。

**【市長】**

市では選挙人名簿等を利用しながら、無作為抽出で市民にアンケートをとるというのは比較的多くあります。それで、そのときに、最終的には、当然、情報公開・個人情報保護審議会に諮問して、御理解をいただいたということになりますが、そこまで聞いてくる人は、あまりいないと思います。どこから情報をとったのだと言われれば、無作為抽出でやらせていただいておりますと。それはどういうことで、法的にクリアできるかと言われれば、情報公開・個人情報保護審議会の承認をいただいておりますということになるだろうと思います。

**【新実委員】**

了解しました。

**【戸張委員】**

94ページの文書の最後に、「なお、ご提供いただいた個人情報について、その使用を終えた時は、裁断、溶解処理するなど、復元又は判読が不可能な方法により廃棄を行うことを原則とし、各区市町村の要望に応じて、返却の対応を行います。」とあります。どうして返却する理由があるのか、焼却処分してしまえばいいのに、要望に応じて返却の対応を行いますと書いてあるのかと。ここで議論する内容ではありませんが、ちょっと、この点が引っかかるのですが。

**【会長】**

個人情報の廃棄、返却について、御説明お願いいたします。



【総務課長】

基本的に、個人情報について、提供したものについて、戻してもらって、自分の手で廃棄するのが一番安心だということです。東京都との関係の中で、例えば委託業者に委託処理をして、それを委託業者のほうで廃棄させるのか、戻させるのかという場合、戻させて小金井市が責任を持って廃棄する方が、よりセキュリティーというか、完全に廃棄されたと我々自身が確認できますので、そういう意味で返却の対応も行うとなっております。

【戸張委員】

自分の手や目で確かめるという意味ですね。

【総務課長】

市町村がそういうふうに思われれば、東京都としては戻して、その上で市町村が責任持って廃棄するという処理ができますという意味で書いてあります。

【戸張委員】

はい、分かりました。

【会 長】

ほかに、この件について御質問、御意見ございますか。ないようですので、この諮問事項を承認いたします。

それでは、諮問第20号障害者就労支援センター運営委託について、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の99ページ、諮問第20号の障害者就労支援センター運営委託に関する条例第27条第3項の個人情報事務処理の委託に係る諮問で、担当は障害福祉課でございます。

これは、障害のある方の一般就労の機会の拡大を図ることを目的として、障害者就労支援センターを設置し、その管理運営を委託しようというもので、センターの場所については、庁内、第二庁舎の1階に就労センターを開設するというところで、今、開設のための準備作業を行っているところです。委託する個人情報の項目については、100ページの左側に記載してありますので、御覧ください。

個人情報の保護等につきましては、諮問書の受託者への条件として、9項目を挙げ個人情報の保護を図っていきたいと考えております。また、委託の内容については、100ページの右から101ページにかけて記載してありますので、あわせて御覧いただければと思います。以上です。

**【会 長】**

ただいま諮問第20号について、総務課長から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

障害者就労支援センターの運営にかかわることを非営利活動法人へ委託するという内容でございますが、よろしいでしょうか。それでは、特に御質問がないようですので、これを承認いたします。

それでは、諮問第21号高齢者特別生活援助事業委託業務についての説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、102ページ、諮問第21号の高齢者特別生活援助事業委託業務で、これも個人情報事務処理の委託に係る諮問で、担当課は介護福祉課でございます。

この事業は、在宅の高齢者に対して、介護保険サービスで提供されない衣替え、大掃除などのサービス、例えば電球が壊れて直す場合を含めて、そういうサービスを提供することによって、在宅生活を支援していこうという事業で、その事業そのものを委託しようということでございます。

事業の概要については、103ページに利用対象者や利用までの流れ等について、概略を説明してありますので、こちらを参考にいただければと思います。

委託する個人情報の項目につきましては、氏名・住所・電話番号・申込日・世帯区分・連絡先氏名・連絡先電話番号・希望する援助の内容で、これについて委託します。諮問書の受託者への条件の9項目の内容によって、個人情報の保護を図っていきたいと考えております。以上です。

**【会 長】**

ただいま諮問第21号について、総務課長から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

**【平沼委員】**

利用対象者は、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、虚弱又は要介護認定を受けた者とありますが、これは要介護認定を受けている人だけが対象ではなくて、一般の高齢者も対象になるのでしょうか。

**【介護福祉課長補佐】**

一般の方は対象にはなりません。ひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方であって、要介護認定は受けていなかったとしても、やはり何らかで虚弱であるというようにこちらのほうで認めさせていただいた方になりますので、虚弱でな

い、それよりもお元気な高齢者の方になりますと、対象ではないということになります。

**【平沼委員】**

高齢者でも虚弱でなければ対象外であるということですね。

**【介護福祉課長補佐】**

はい、そうです。

**【横尾委員】**

分かりました。では、私は、対象外ですね。私は、ひとり暮らしで後期高齢者でしょう。ただ、私がやってほしいのは、手が届かないところの電気の球が切れたときに変えてもらうとか、カーテンを洗ってもらうだけで、あとはみんな自分でやるのよ。私の家は全部一人でできるように設計してあるけど、2、3か所だけ、どうしても私が脚立に乗っても届かないところがあるので、そういうのを大体10分か20分でも、電気屋に来てもらって、出張費を払っていたのよ。それは構わないけれども、これを見たら、私の手の届かないところの電球を取り替えてくれて、一割負担と書いてあるから、出張費は要らないのだなと思ったもので。分かりました。私はだめですね。

**【会 長】**

ただいま横尾委員が、市民の立場で、非常に生活感あふれる御意見を述べられたようですが、担当課は今のような声もあったということ、よろしく願いいたします。それでは、諮問第21号について、これを承認いたします。

以上をもちまして、すべての諮問事項、きょうは最初にお断りして、皆様の御承諾を得ましたように、個人情報保有等届出状況報告書を関連させて、一体的に説明、審議をして、諮問事項の項目で承認するというところで、諮問事項につきましては、すべて承認いたしまして、これに関する審議を終了いたします。よろしいでしょうか。

それでは、「その他」の事項に移ります。御報告をお願いいたします。

**【総務課長】**

前回の審議会で諮問しました諮問第6号の「障害者自立支援給付費の支払事務委託」に関して、その時点では、委託契約書をまだお示しすることができなかったのもので、その後、委託契約書ができた段階で報告することになっておりました。前回の諮問書と、2ページから5ページまでに委託契約書についてお示ししていますので、内容について御覧いただいて、こういう内容で委託したということ

御報告申し上げます。

【会 長】

ただいま、総務課長から、前回の審議会における、いわゆる宿題というものがあつたわけですが、その中身について、御報告がございました。ただいまの説明、よろしいでしょうか。何か質問があれば改めてお受けいたしますが、特になければ、これを承認いたします。

それでは、その他の次の事項について、説明をお願いします。

【総務課長】

これも前回、委託契約の中で個人情報とか処理についてどのようになっているのかを示すようにということでしたので、6ページに小金井市業務委託契約書の約款を抜粋いたしました。第7条第2項で、甲というのは小金井市、乙は業者ですが、小金井市が引き渡した原本や資料は、「契約履行完了後速やかに小金井市に返還しなければならない。」となっているということと、第3項では、業者は、その業者が「保有する記録媒体上に保有する委託処理に係る一切の情報について、業務の委託処理が終わった段階で、契約履行完了後にすべて速やかに廃棄又は消去しなければならない。」という約款になっております。このように契約約款には定められているということでの御報告とさせていただきます。以上です。

【会 長】

以上の説明が、総務課長からございました。特に御質問、御意見がないようでしたら、これについても承認いたします。

それでは、次回の審議会の開催日程でございますが、事務局案では来年の2月13日（水）となっております。皆様の日程上、よろしいでしょうか。

では、今回は平成20年2月13日（水）午後6時から当801会議室において開催いたします。よろしく願いいたします。

それでは、本日の小金井市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

本日は、初めての委員を多数お迎えいたしまして、長時間にわたり慎重審議をしていただき、どうもありがとうございました。